

各学校・関係団体の皆様

北海道総務部長

緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

本道が、緊急事態措置区域の対象とされたことを踏まえ、本日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり「北海道における緊急事態措置」が決定され、下記のとおり学校へ要請することとなりました。

つきましては、貴学校・貴団体の皆様におかれましても、このたびの決定について、御理解、御協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

また、本日付けで北海道教育庁から「緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（教健体第535号通知）」等の通知が発出された旨、情報提供がありましたので、本通知を踏まえ、感染症対策の徹底と適切な御対応をお願いいたします。

記

1 北海道における緊急事態措置等（別添のとおり）

- ・対象区域：**特定措置区域** 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 一般措置区域** 特定措置区域以外の市町村
- ・期 間：令和3年8月27日（金）～9月12日（日）

【学校への要請】

特定措置区域

- ◆高等学校では、時差通学、1日の授業時間の削減及び16時までの完全下校を徹底する。
- ◆衛生管理マニュアル（R3.4.28改訂）に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を中止、延期、縮小する。
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間、人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。
- ◆大学、専門学校等では原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避する。

一般措置区域

- ◆衛生管理マニュアル（R3.4.28改訂）に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わないことや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）を中止、延期、縮小する。
- ◆部活動は、高体連等が主催する全道、全国に直結する大会等に出場する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選（時間、人数、活動内容）するとともに、活動場所は自校内に限定して実施し、これ以外は休止とする。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。

- 2 北海道教育庁からの通知について（別添のとおり）
 - （1）緊急事態宣言を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について（教健体第535号通知）
 - （2）大会等への参加における新型コロナウイルス感染症対策について（教健体第536号通知）
 - （3）小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（教健体第534号通知）

- 3 北海道庁広報ツイッター等について（別添「学生・生徒の皆さんへ」のとおり）
道庁の広報ツイッターや経済的支援の情報をまとめたWebページを紹介しておりますので、御活用願います。

（教育・法人局学事課）